

|                 |                                                                                  |  |
|-----------------|----------------------------------------------------------------------------------|--|
| <h1>名古屋市公報</h1> | 令和 3年 6月23日 <span style="float:right">第107号</span>                               |  |
|                 | 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号<br>発行所 名古屋市役所<br>電話 [052] 972-2246<br>編集兼 名古屋市総務局行政部法制課長<br>発行人 |  |

| 目                                       | 次                  | ページ |
|-----------------------------------------|--------------------|-----|
| <b>告 示</b>                              | <b>示</b>           |     |
| ○ 建築協定書の縦覧                              | (住都・建築指導課) (第319号) | 3   |
| ○ 名古屋農業振興地域整備計画の変更案について                 | (緑土・都市農業課) (第320号) | 5   |
| ○ 愛知用水幹線水路文久山開水路と市道桶狭間勅使線第9号との兼用工作物管理協定 | (緑土・道路管理課) (第321号) | 7   |
| ○ 個人の市民税における寄附金税額控除の対象となる寄附金の指定         | (財政・税制課) (第322号)   | 11  |
| ○ 車両を乗り入れできる場所の指定について                   | (緑土・緑地管理課) (第323号) | 12  |
| ○ 車両制限令による道路の指定に関する告示                   | (緑土・道路管理課) (第324号) | 13  |
| ○ 景観協定の縦覧                               | (住都・都市景観室) (第325号) | 18  |
| <hr/>                                   |                    |     |
| <b>上 下 水 道 局 告 示</b>                    |                    |     |
| ○ 公共下水道の供用及び下水の処理の開始                    | (第10号)             | 19  |
| <hr/>                                   |                    |     |
| <b>公 告</b>                              | <b>告</b>           |     |
| ○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告         | (経済・地域商業課)         | 27  |
| ○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告         | (経済・地域商業課)         | 30  |
| ○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告         | (経済・地域商業課)         | 32  |
| ○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告         | (経済・地域商業課)         | 36  |
| ○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告         | (経済・地域商業課)         | 38  |
| ○ 名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者の休止公告             | (上下水・営業課)          | 40  |
| ○ 名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定公告             | (上下水・営業課)          | 41  |
| ○ 名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者の廃止公告             | (上下水・営業課)          | 42  |
| ○ 名古屋市上下水道局指定排水設備工事店の指定公告               | (上下水・営業課)          | 43  |

|                                     |            |    |
|-------------------------------------|------------|----|
| ○ 農業委員会総会の開催公告                      | (農業委員会)    | 44 |
| ○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の<br>公告 | (経済・地域商業課) | 45 |

---

## 名古屋市告示第319号

### 建築協定書の縦覧

建築基準法（昭和25年法律第201号）第70条第1項の規定により、建築協定書の提出がありましたので、同法第71条の規定により告示するとともに、次のとおり関係人の縦覧に供します。また、同法第72条第1項の規定により、次のように意見の聴取を行いますので、建築基準法に基づく意見の聴取に関する規則（昭和31年名古屋市規則第59号）第15条の規定により告示します。

令和3年6月14日

名古屋市長 河 村 た か し

#### 1 建築協定の名称

グローブガーデン野並南建築協定

#### 2 建築協定区域

名古屋市緑区鳴海町字伝治山1番31 外

#### 3 縦覧期間

令和3年6月14日から同年7月9日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成3年名古屋市条例第36号）第2条第1項に規定する本市の休日を除きます。

#### 4 縦覧時間

午前8時45分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。

#### 5 縦覧場所

名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

名古屋市住宅都市局建築指導部建築指導課（名古屋市役所西庁舎2階）

#### 6 意見の聴取会における聴取事項

グローブガーデン野並南建築協定について

#### 7 意見の聴取会の開催日時

令和 3 年 7 月 12 (月) 午後 2 時 00 分

8 意見の聴取会の開催場所

名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 1 号

名古屋市役所西 12E 会議室 (名古屋市役所西庁舎 12 階)

名古屋市住宅都市局建築指導部建築指導課

## 名古屋市告示第 320号

### 名古屋農業振興地域整備計画の変更案について

名古屋農業振興地域整備計画を変更しますので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第 4項において準用する同法第11条第 1項の規定により公告し、当該農業振興地域整備計画の変更案及び農業振興地域整備計画を変更する理由を次のとおり縦覧に供します。

なお、名古屋市の住民で、当該農業振興地域整備計画の変更案に対し意見がある者は、令和 3年 7月14日までに市に意見書を提出することができます。提出された意見書は要旨をとりまとめ、その処理結果と併せて、後日公告します。

また、当該農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画の変更案に係る農用地区域内にある土地の所有者その他その土地に関し権利を有する者は、当該農用地利用計画の変更案に対して異議があるときは、令和 3年 7月14日の翌日から起算して15日以内に市にこれを申し出ることができます。

令和 3年 6月14日

名古屋市長 河 村 た か し

#### 1 農業振興地域整備計画変更案概要

##### (1) 農用地利用計画のうち農用地区域から除外する農地

名古屋市港区福前一丁目 205番

名古屋市港区小川一丁目75番

##### (2) 農用地利用計画のうち農用地区域へ編入する土地

該当なし

#### 2 農業振興地域整備計画の変更案及び農業振興地域整備計画を変更する理由の縦覧期間

令和 3年 6月14日から同年 7月14日まで

3 農業振興地域整備計画の変更案及び農業振興地域整備計画を変更する理由  
の縦覧場所

名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

名古屋市緑政土木局都市農業課

(名古屋市役所西庁舎 5階)

名古屋市緑政土木局都市農業課

名古屋市告示第 321号

愛知用水幹線水路文久山開水路と市道桶狭間勅使線第 9号との兼  
用工作物管理協定

道路法（昭和27年法律第 180号）第20条第 1項及び第55条第 1項の規定に基づき、名古屋市と独立行政法人水資源機構愛知用水総合管理所との間において、令和 3年 5月26日に兼用工作物の管理に関し協議が成立しましたので、同法第20条第 6項の規定により次のように公示します。

令和 3年 6月14日

名古屋市長 河 村 た か し

1 兼用工作物の箇所

別図 1のとおり

2 対象となる兼用工作物

市道桶狭間勅使線第 9号

3 両者が管理を行う部分

別図 2及び別図 3のとおり

4 協定の有効期間

名古屋市が市道桶狭間勅使線第 9号の供用を開始した日から供用を廃止する日まで

名古屋市緑政土木局路政部道路管理課

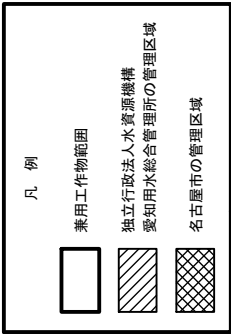
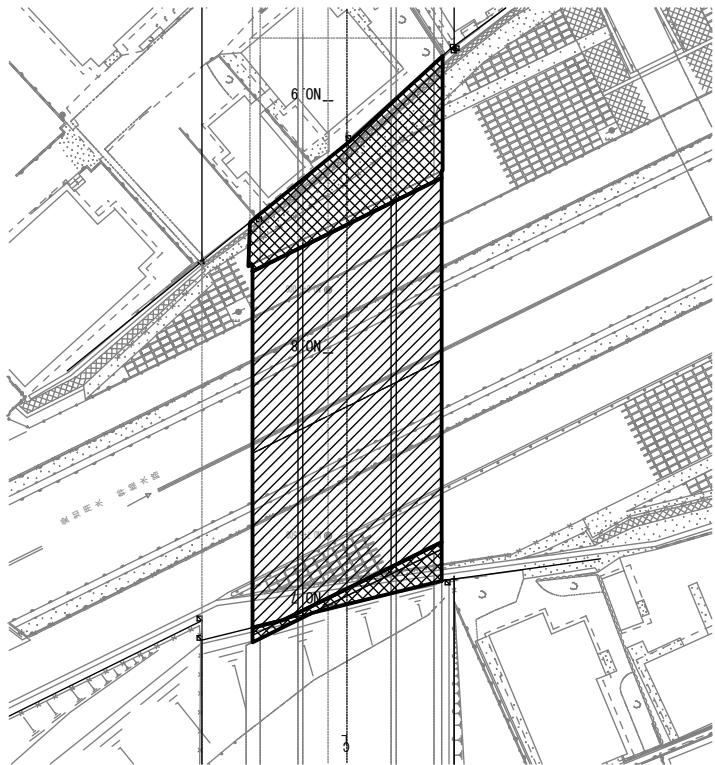
# 位置図



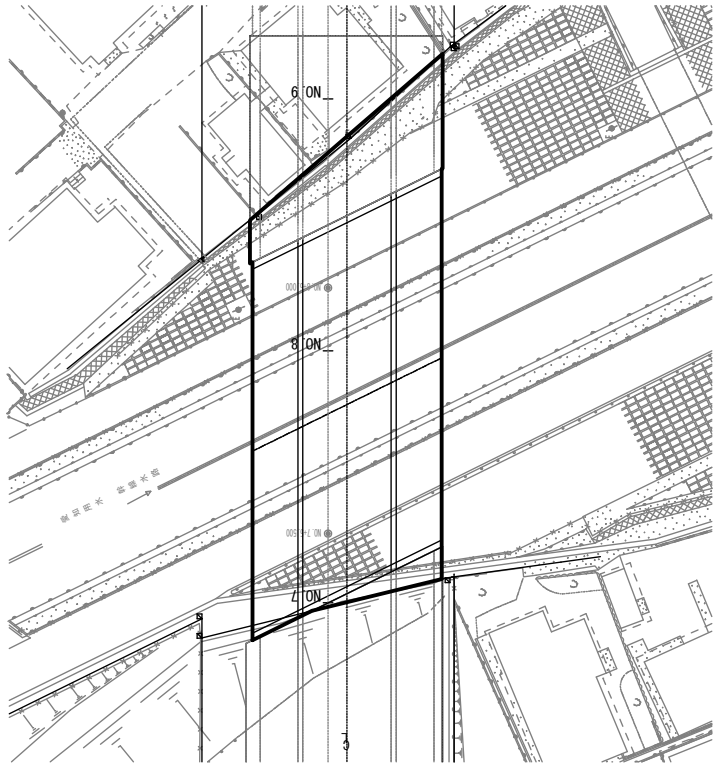
縮尺 1/2500



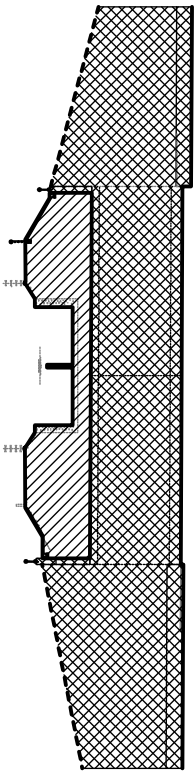
管理区分平面図  
S=1 : 600



兼用工作物範圍平面図  
S=1 : 600



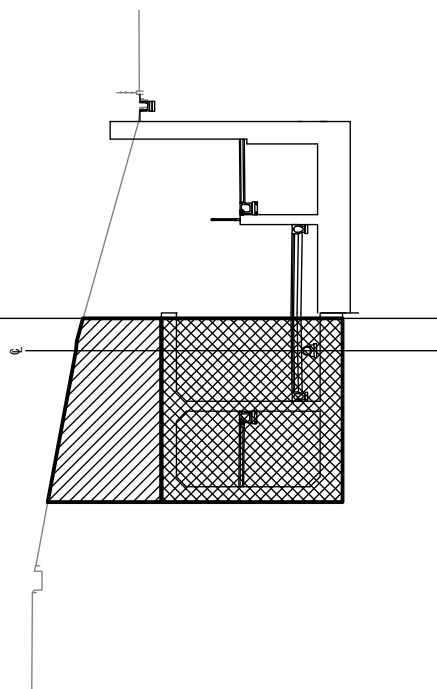
兼用工作物縦断面図  
S=1 : 600



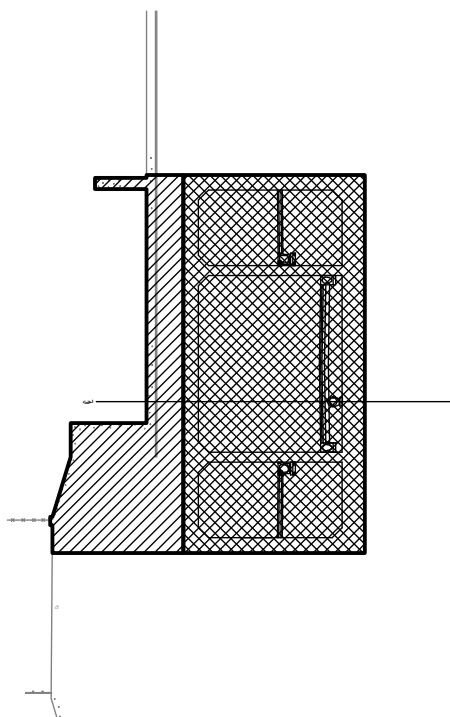
兼用工作物横断面図  
S=1 : 300

NO. 7

水資源機構 ← 名古屋市

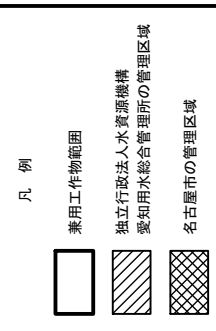
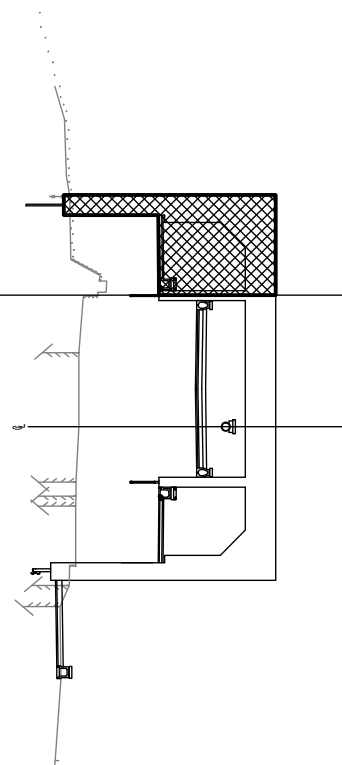


NO. 8



NO. 9

名古屋市 ← 水資源機構



名古屋市告示第322号

個人の市民税における寄附金税額控除の対象となる寄附金の指定

名古屋市市税条例（昭和37年名古屋市条例第45号）第18条第4項に規定する個人の市民税における寄附金税額控除の対象となる寄附金として、次の者に対する寄附金を指定します。

令和3年6月15日

名古屋市長 河 村 た か し

| 寄附金を受領する者             | 寄附金を受領する者の<br>所在地      | 備 考                       |
|-----------------------|------------------------|---------------------------|
| 公益社団法人セント<br>ラル愛知交響楽団 | 名古屋市中村区名駅南<br>四丁目8番17号 | 令和3年4月1日以後に<br>個人が支出する寄附金 |

名古屋市財政局税務部税制課

名古屋市告示第 323号

車両を乗り入れできる場所の指定について

名古屋市都市公園条例（昭和34年名古屋市条例第15号）第 4条第 1項第11号に規定する車両を乗り入れできる場所について、次のとおり臨時に指定します。

令和 3年 6月15日

名古屋市長 河 村 た か し

1 場所

名城公園

都市計画道路 3・2・42大津町線から入り、二の丸東門を経て、愛知県体育館北側を通り、二の丸西門に至る園路

2 期間

令和 3年 7月 4日（日）から同月18日（日）まで

名古屋市緑政土木局緑地部緑地管理課

## 名古屋市告示第 324 号

### 車両制限令による道路の指定に関する告示

車両制限令（昭和36年政令第 265 号）第 3 条第 4 項の規定に基づき、国際海上コンテナの運搬用のセミトレーラ連結車（以下「国際海上コンテナ車」という。）の重量及び長さの最高限度を引き上げる道路として次のように指定します。併せて、同令第10条第 2 項の規定に基づき、当該道路の通行方法を次のように定めます。

令和 3 年 6 月16日

名古屋市長 河 村 た か し

#### 1 指定する道路の路線名及び区間

| 道路<br>の<br>種類 | 整理<br>番号 | 路 線 名       | 区 間                                         | 摘要 |
|---------------|----------|-------------|---------------------------------------------|----|
| 市道            | 1        | 潮風線         | 名古屋市港区汐止町 1 番 1 地先から<br>名古屋市港区空見町 1 番18地先まで | 附図 |
| 市道            | 2        | 梅ノ木線支線第 1 号 | 名古屋市港区空見町 1 番37地先から<br>名古屋市港区空見町 3 番地先まで    |    |
| 市道            | 3        | 西築地第 5 号線   | 名古屋市港区港町 101 番地先から<br>名古屋市港区港町 103 番 1 地先まで |    |
| 市道            | 4        | 大江東線支線第 2 号 | 名古屋市港区昭和町18番30地先から<br>名古屋市港区昭和町 8 番地先まで     |    |

|    |    |           |                                         |
|----|----|-----------|-----------------------------------------|
| 市道 | 5  | 大江東線支線第5号 | 名古屋市港区昭和町30番5地先から<br>名古屋市港区昭和町30番17地先まで |
| 県道 | 6  | 名古屋半田線    | 名古屋市港区昭和町18番15地先から<br>名古屋市港区船見町4番3地先まで  |
| 市道 | 7  | 船見町線第1号   | 名古屋市港区船見町1番130地先から<br>名古屋市港区船見町1番33地先まで |
| 市道 | 8  | 船見町第2号線   | 名古屋市港区船見町40番地先から<br>名古屋市港区船見町1番130地先まで  |
| 市道 | 9  | 船見町線第2号   | 名古屋市港区船見町1番128地先から<br>名古屋市港区船見町1番39地先まで |
| 県道 | 10 | 名古屋東港線    | 名古屋市港区潮見町37番6地先から<br>名古屋市港区船見町10番1地先まで  |
| 県道 | 11 |           | 名古屋市港区潮見町8番地先から<br>名古屋市港区潮見町7番地先まで      |
| 市道 | 12 | 潮見町線支線第5号 | 名古屋市港区潮見町11番3地先から<br>名古屋市港区潮見町1番4地先まで   |
| 市道 | 13 | 潮見町線支線第2号 | 名古屋市港区潮見町4番地先から<br>名古屋市港区潮見町15番地先まで     |
| 市道 | 14 | 潮見町線支線第3号 | 名古屋市港区潮見町3番地先から<br>名古屋市港区潮見町14番地先まで     |

|    |    |           |                                                  |
|----|----|-----------|--------------------------------------------------|
| 市道 | 15 | 潮見町第 1 号線 | 名古屋市港区潮見町37番27地先<br>から<br>名古屋市港区潮見町37番52地先<br>まで |
|----|----|-----------|--------------------------------------------------|

## 2 指定する期日

令和 3 年 7 月 2 日

## 3 通行方法

次の通行方法によらなければならない。

### (1) 交差点における左折又は右折の禁止

ア 第 1 欄の道路から第 2 欄に所在する交差点（十字路、丁字路その他 2 以上の道路が交わる場合における当該 2 以上の道路の交わる部分をいう。以下同じ。）を右折して第 3 欄の道路に入ってはならない。

| 第 1 欄  | 第 2 欄              | 第 3 欄     |
|--------|--------------------|-----------|
| 名古屋東港線 | 名古屋市港区船見町<br>(交差点) | 船見町第 2 号線 |

イ 第 1 欄の道路から第 2 欄に所在する交差点を右折して第 3 欄の道路に入ってはならない。

| 第 1 欄     | 第 2 欄              | 第 3 欄  |
|-----------|--------------------|--------|
| 船見町第 2 号線 | 名古屋市港区船見町<br>(交差点) | 名古屋東港線 |

ウ 第 1 欄の道路から第 2 欄に所在する交差点を右折して第 3 欄の道路に入ってはならない。

| 第 1 欄  | 第 2 欄              | 第 3 欄       |
|--------|--------------------|-------------|
| 名古屋東港線 | 名古屋市港区潮見町<br>(交差点) | 潮見町線支線第 2 号 |

エ 第 1 欄の道路から第 2 欄に所在する交差点を右折して第 3 欄の道路に入ってはならない。

| 第 1 欄           | 第 2 欄              | 第 3 欄  |
|-----------------|--------------------|--------|
| 潮見町線支線<br>第 2 号 | 名古屋市港区潮見町<br>(交差点) | 名古屋東港線 |

オ 第 1 欄の道路から第 2 欄に所在する交差点を右折して第 3 欄の道路に入ってはならない。

| 第 1 欄  | 第 2 欄              | 第 3 欄       |
|--------|--------------------|-------------|
| 名古屋東港線 | 名古屋市港区潮見町<br>(交差点) | 潮見町線支線第 3 号 |

カ 第 1 欄の道路から第 2 欄に所在する交差点を右折して第 3 欄の道路に入ってはならない。

| 第 1 欄           | 第 2 欄              | 第 3 欄  |
|-----------------|--------------------|--------|
| 潮見町線支線<br>第 3 号 | 名古屋市港区潮見町<br>(交差点) | 名古屋東港線 |

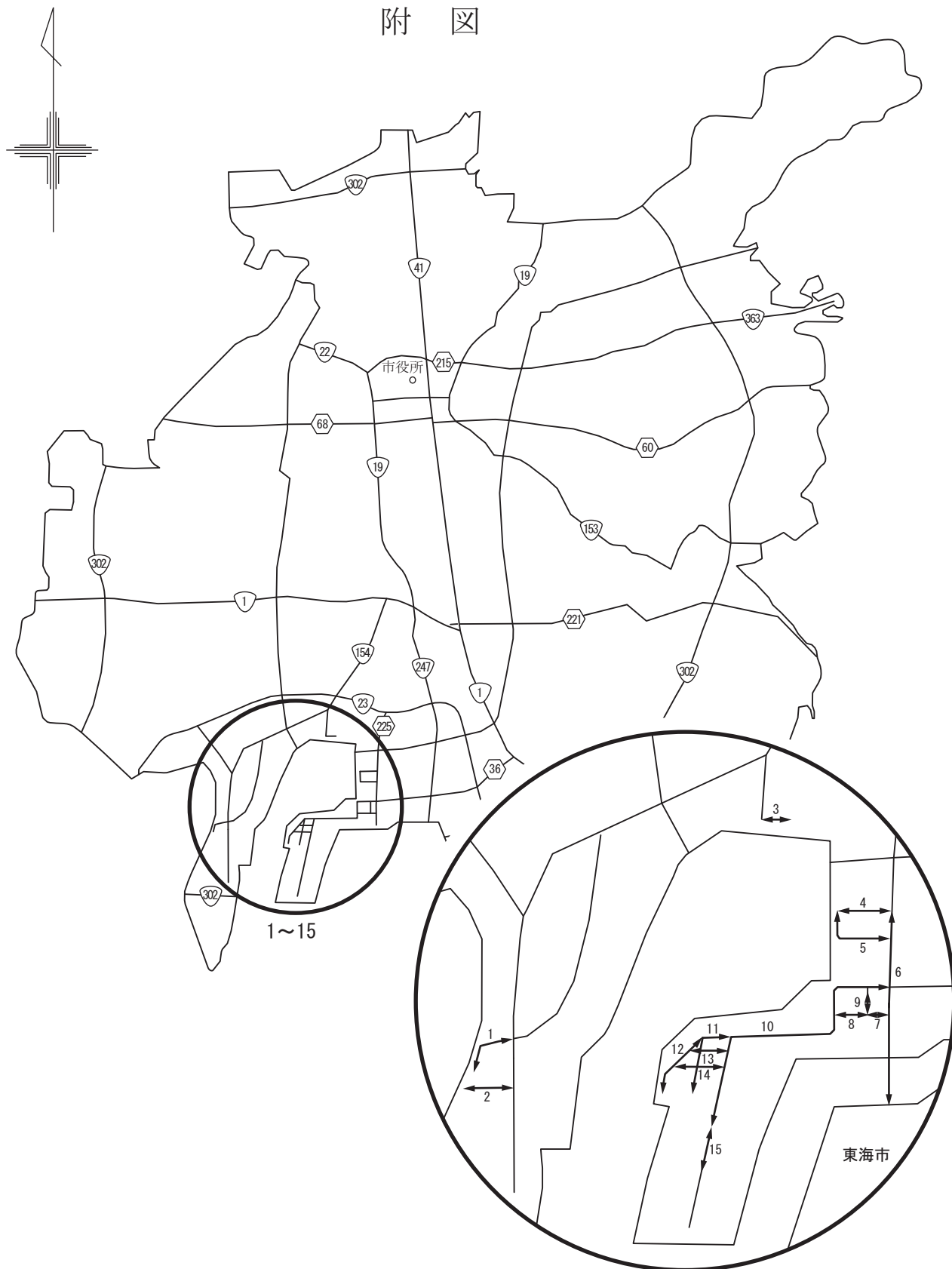
## (2) 橋等の通行方法

橋、高架の道路その他これらに類する構造の道路を通行する場合にあつては、徐行するとともに、一の径間の一の車線において限度超過車両（道路法（昭和27年法律第 180 号）第47条の 2 第 1 項に規定する車両をいう。）又は他の国際海上コンテナ車と連続して通行しないよう十分に注意して通行しなければならない。

名古屋市緑政土木局路政部道路管理課



# 附 図



## 凡 例


 特車不用区間 指定区間

## 名古屋市告示第 325 号

### 景観協定の縦覧

景観法（平成16年法律第 110 号）第83条第 1 項の規定により次の景観協定を認可しましたので、同条第 3 項の規定により告示するとともに、次のとおり景観協定を公衆の縦覧に供します。

令和 3 年 6 月18日

名古屋市長 河 村 た か し

#### 1 景観協定の名称

那古野一丁目地区景観協定

#### 2 景観協定区域

名古屋市西区那古野一丁目1601番 外

#### 3 景観協定区域隣接地の区域

名古屋市西区那古野一丁目1603番 外

#### 4 縦覧場所

名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 1 号

名古屋市住宅都市局都市計画部都市景観室（名古屋市役所西庁舎 4 階）

#### 5 縦覧日時

名古屋市の休日を定める条例（平成 3 年名古屋市条例第36号）第 2 条第 1 項に規定する本市の休日以外の日の午前 8 時45分から午後 5 時15分まで。ただし、正午から午後 1 時までを除きます。

名古屋市住宅都市局都市計画部都市景観室

名古屋市上下水道局告示第10号

公共下水道の供用及び下水の処理を次のとおり開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定に基づき、次のとおり公示する。

なお、その関係図面は、令和3年6月30日までの2週間名古屋市上下水道局経営本部営業部給排水設備課、同部営業センター及び同部営業所において一般の縦覧に供する。

令和3年6月14日

名古屋市上下水道局長 飯 田 貢

1 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する日

令和3年7月1日

2 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する区域並びに下水の処理を行う  
終末処理場の位置及び名称

| 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する区域 |         |      |     | 終末処理場の位置及び名称                      |
|------------------------|---------|------|-----|-----------------------------------|
| 区 名                    | 町 名     | 字・丁目 | 摘 要 |                                   |
| 港 区                    | 遠 若 町   | 2丁目  | 一部  | 港区宝神四丁目<br>名古屋市上下水道局<br>宝神水処理センター |
| 守山区                    | 瀬古東一丁目  |      | 〃   | 北区米が瀬町<br>名古屋市上下水道局<br>守山水処理センター  |
| 緑 区                    | 大 高 町   | 神戸   | 〃   | 南区元柴田西町<br>名古屋市上下水道局<br>柴田水処理センター |
|                        | 鳴 海 町   | 姥子山  | 〃   | 緑区浦里五丁目<br>名古屋市上下水道局<br>鳴海水処理センター |
| 天白区                    | 弥 生 が 岡 |      | 〃   | 南区元柴田西町<br>名古屋市上下水道局<br>柴田水処理センター |

3 供用を開始する排水施設の位置

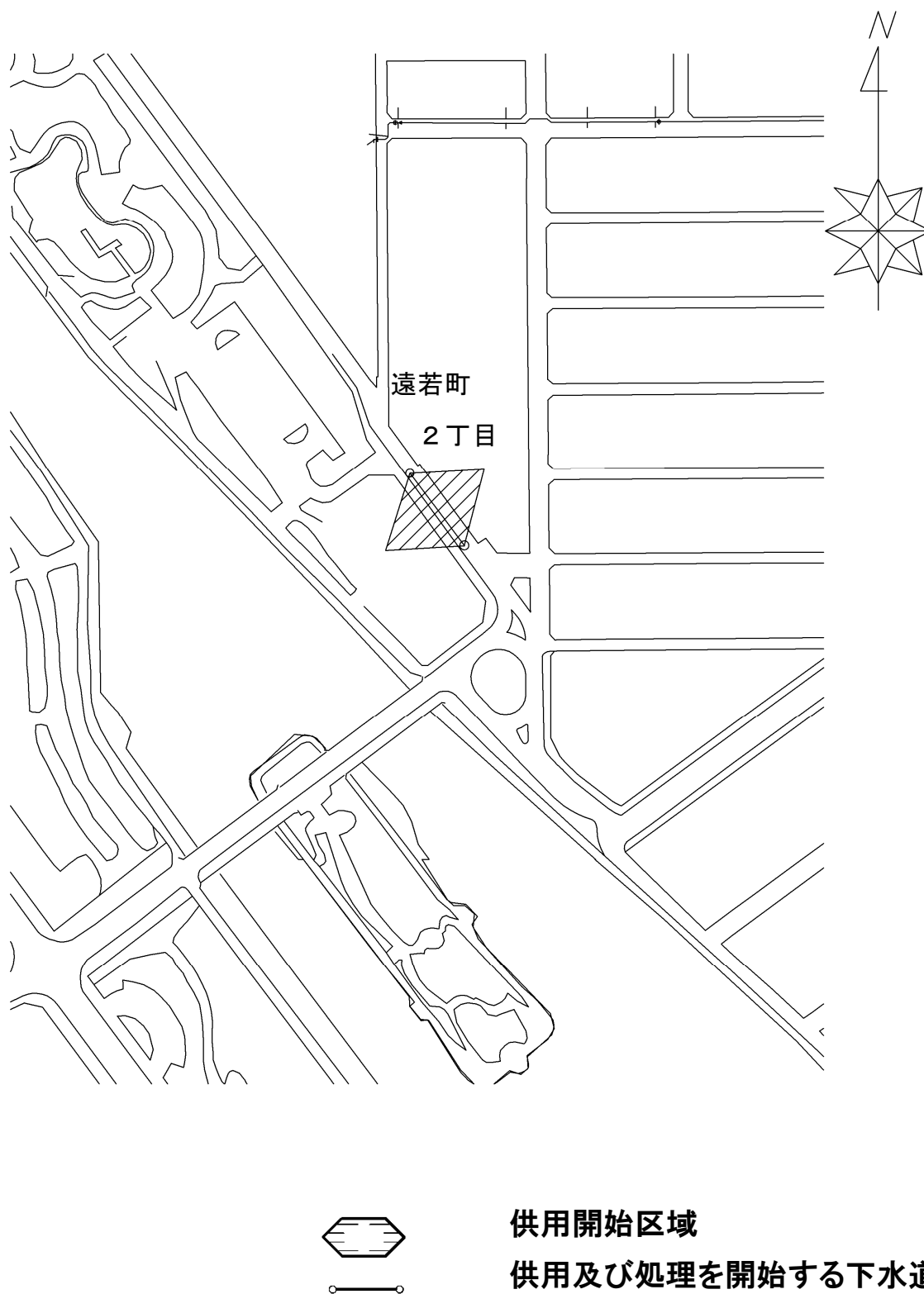
別添図面のとおり

4 供用を開始する排水施設の合流式又は分流式の別

|     |        |
|-----|--------|
| 合流式 | 港区 守山区 |
| 分流式 | 緑区 天白区 |

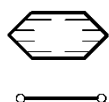
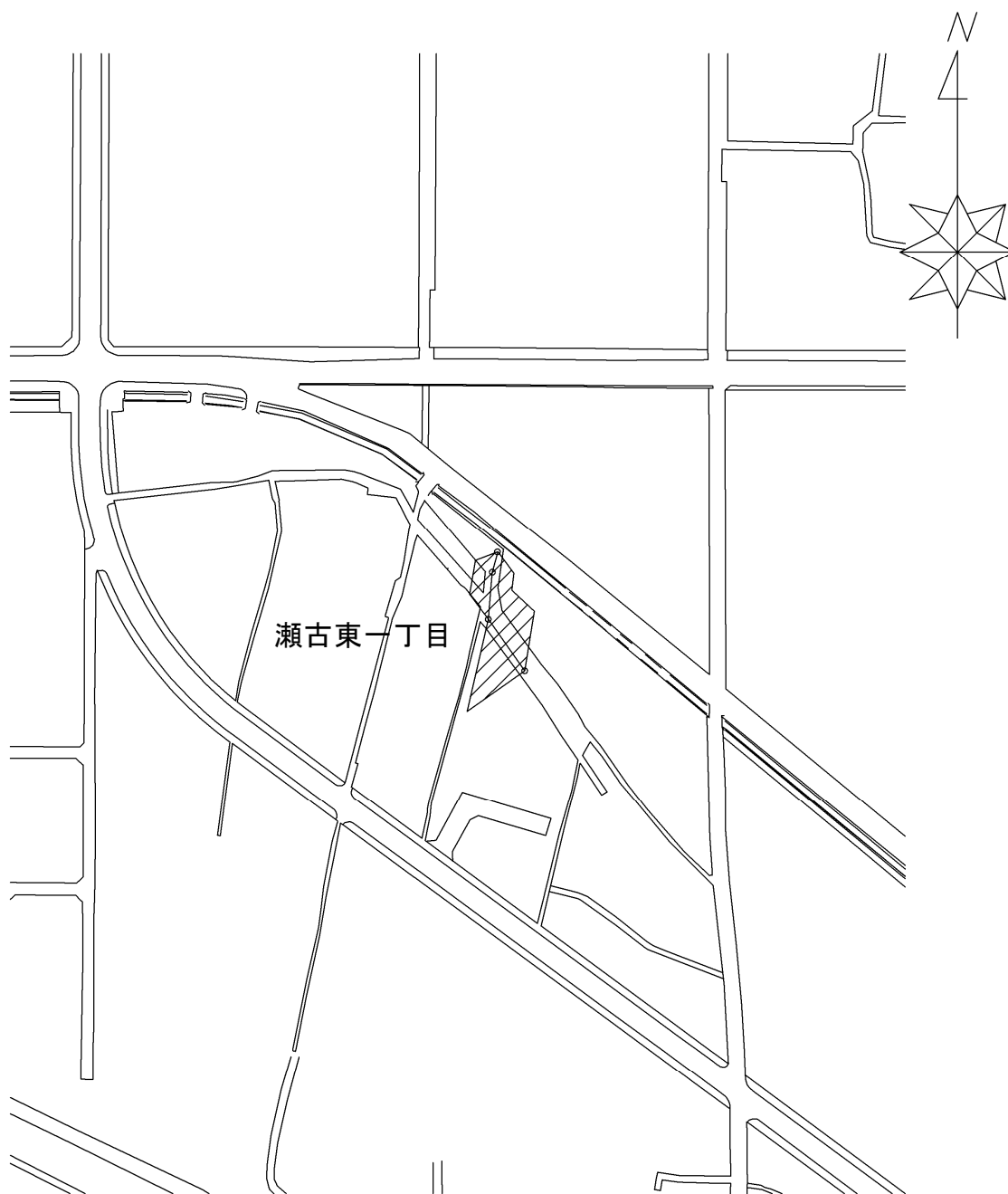
# 排水施設の位置図

港区（合流式）



# 排水施設の位置図

守山区（合流式）No. 1

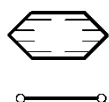
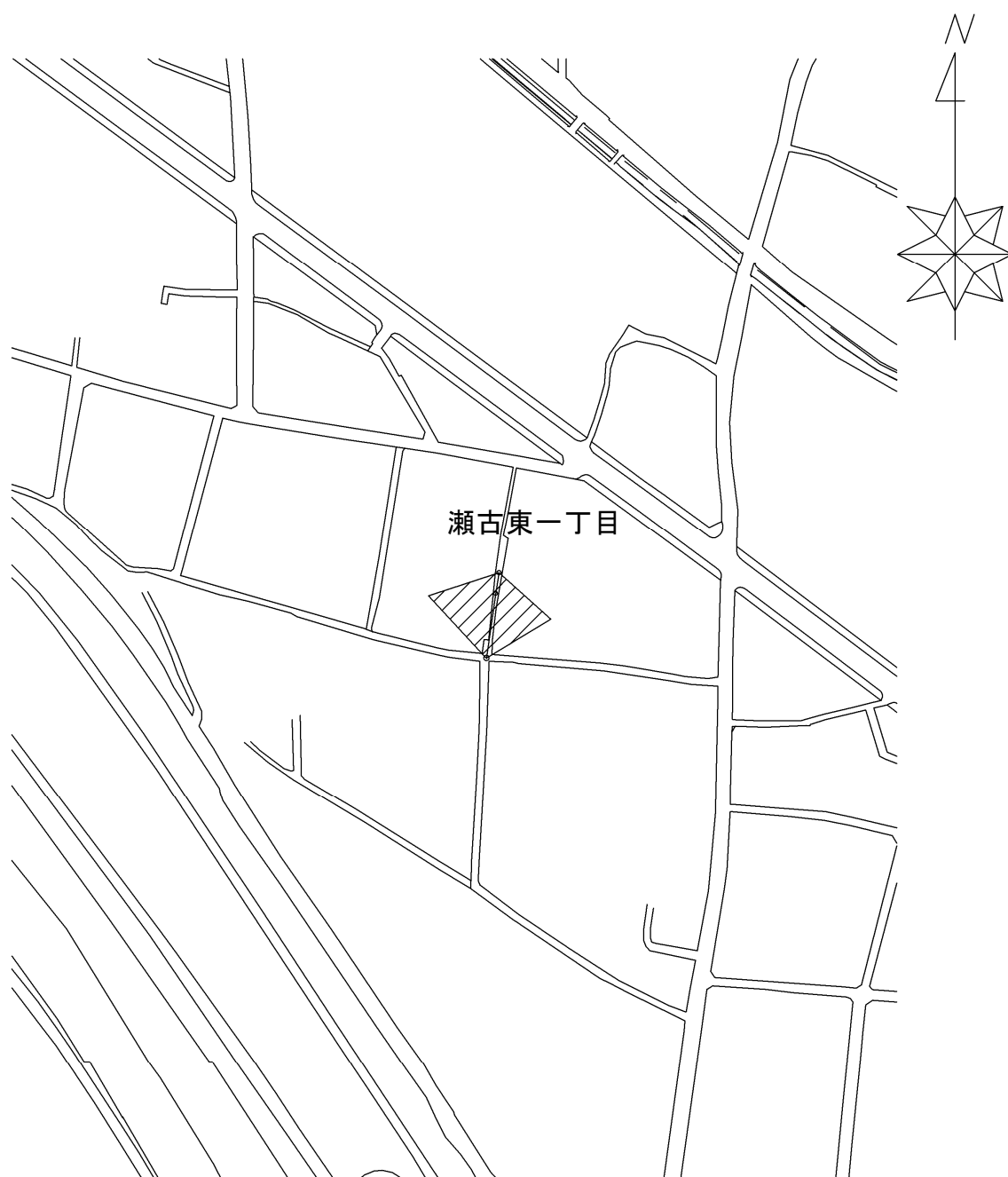


供用開始区域

供用及び処理を開始する下水道

# 排水施設の位置図

守山区（合流式）No. 2

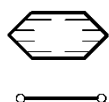


供用開始区域

供用及び処理を開始する下水道

# 排水施設の位置図

緑区（分流式）No. 1



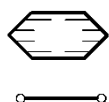
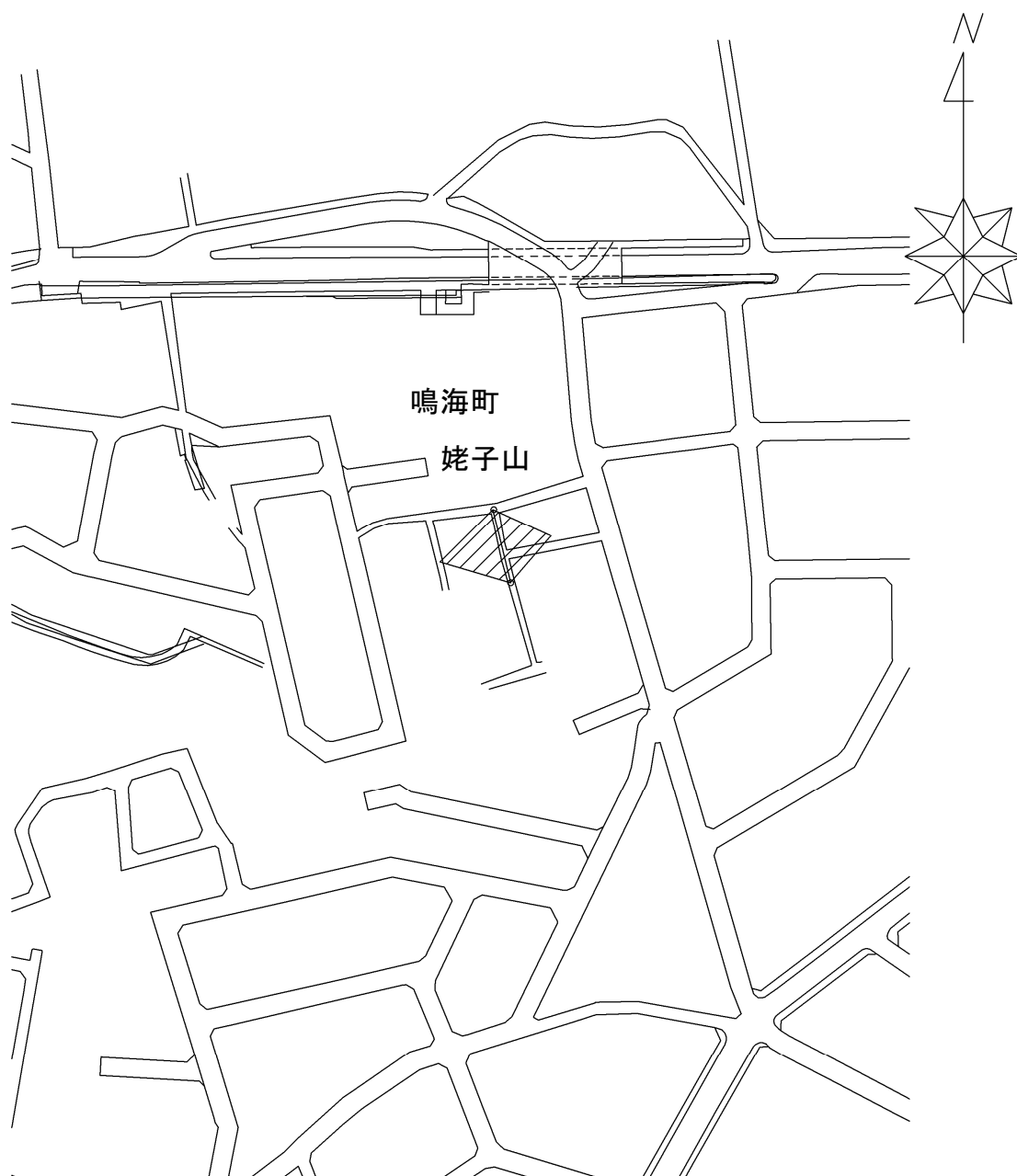
供用開始区域

供用及び処理を開始する下水道



# 排水施設の位置図

緑区（分流式）No. 2

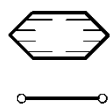


供用開始区域

供用及び処理を開始する下水道

# 排水施設の位置図

天白区（分流式）



供用開始区域

供用及び処理を開始する下水道

## 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第 5条第 1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第 4項により同法第 6条第 2項の規定による届出とみなし次のとおり公告します。

令和 3年 6月15日

名古屋市長 河 村 た か し

### 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ピアゴ西城店

名古屋市守山区村合町 175番地 ほか15筆

### 2 変更しようとする事項

#### (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

| 開店時刻     |          | 閉店時刻     |          |
|----------|----------|----------|----------|
| 変更前      | 変更後      | 変更前      | 変更後      |
| 午前10時00分 | 午前 8時00分 | 午後 9時00分 | 午後 9時30分 |

#### (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

| 駐車場  | 変更前                      | 変更後                      |
|------|--------------------------|--------------------------|
| 駐車場① | 午前 9時30分から<br>午後 9時30分まで | 午前 7時30分から<br>午後10時00分まで |
| 駐車場② |                          |                          |
| 駐車場③ |                          |                          |
| 駐車場④ |                          |                          |

#### (3) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

| 荷さばき施設 | 荷さばき可能時間帯                |                          |
|--------|--------------------------|--------------------------|
|        | 変更前                      | 変更後                      |
| 荷さばき施設 | 午前 6時00分から<br>午後 8時00分まで | 午前 6時00分から<br>午後 9時00分まで |

### 3 大規模小売店舗を設置する者及びこの大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(1) 設置者

| 名 称    | 代表者の氏名         | 住 所              |
|--------|----------------|------------------|
| ユニー(株) | 代表取締役<br>関口 憲司 | 愛知県稲沢市天池五反田町 1番地 |

(2) 小売業者

| 名 称     | 代表者の氏名         | 住 所                        |
|---------|----------------|----------------------------|
| ユニー(株)  | 代表取締役<br>関口 憲司 | 愛知県稲沢市天池五反田町 1番地           |
| (株)しまむら | 代表取締役<br>鈴木 誠  | さいたま市大宮区北袋町一丁目 602<br>番 1号 |
| (株)セリア  | 代表取締役<br>河合 映治 | 岐阜県大垣市外渚二丁目38番地            |

4 大規模小売店舗の変更をする日

令和 3年 7月20日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

4,624平方メートル

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の収容台数

237台

(2) 駐輪場の収容台数

101台

(3) 荷さばき施設の面積

162.5平方メートル

(4) 廃棄物等の保管施設の容量

76.6立方メートル

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

上記2(1)で既述

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

上記2(2)で既述

(3) 駐車場の自動車の出入口の数

18箇所

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

上記2(3)で既述

8 届出の日

令和 3年 5月27日

9 届出書等の縦覧場所

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

守山区役所情報コーナー

10 届出書等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

令和 3年 6月15日から同年10月15日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

11 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

12 意見書の提出期限及び提出先

令和 3年10月15日      名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

## 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6条第 1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第 3項において準用する同法第 5条第 3項の規定により次のとおり公告します。

令和 3年 6月15日

名古屋市長 河 村 た か し

### 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

YAMADA web. com 千種センター店

名古屋市千種区内山一丁目2001番

### 2 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

| 変更前      |               |                   | 変更後       |                |      |
|----------|---------------|-------------------|-----------|----------------|------|
| 名 称      | 代表者の氏 名       | 住 所               | 名 称       | 代表者の氏 名        | 住 所  |
| (株)ヤマダ電機 | 代表取締役<br>山田 昇 | 群馬県高崎市栄町 1番<br>1号 | (株)ヤマダデンキ | 代表取締役<br>小林 辰夫 | 変更なし |

### 3 変更の日

- (1) 名称については、令和 2年10月 1日
- (2) 代表者については、令和 3年 4月 1日

### 4 変更した理由

名称及び代表者変更のため

### 5 届出の日

令和 3年 4月21日

6 届出書の縦覧場所

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

令和 3年 6月15日から同年10月15日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

令和 3年10月15日      名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和 3年 6月15日

名古屋市長 河 村 た か し

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

大名古屋ビルディング

名古屋市中村区名駅三丁目2701番 ほか25筆

2 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

| No. | 変更前                                |                                  |                            | 変更後 |         |     | 変更年月日                 |
|-----|------------------------------------|----------------------------------|----------------------------|-----|---------|-----|-----------------------|
|     | 名 称                                | 代表者の氏 名                          | 住 所                        | 名 称 | 代表者の氏 名 | 住 所 |                       |
| 1   | (有)ソフ                              | 代表取締役<br>清永 浩文                   | 東京都港区<br>北青山二丁目 9番 5号      | —   | —       | —   | 令和<br>3年<br>1月<br>31日 |
| 2   | マドラス(株)                            | 代表取締役<br>岩田 栄七                   | 名古屋市中<br>区栄二丁目<br>15番 6号   | —   | —       | —   | 令和<br>3年<br>1月<br>31日 |
| 3   | D i p t y<br>q u e J<br>a p a n(株) | 代表取締役<br>ピエール・<br>ステファン<br>・ムッサン | 東京都港区<br>南青山五丁<br>目11番22号  | —   | —       | —   | 令和<br>3年<br>1月<br>31日 |
| 4   | (株)中川政七<br>商店                      | 代表取締役<br>千石 あや                   | 奈良県奈良<br>市東九条町<br>1112番 1号 | —   | —       | —   | 令和<br>3年<br>1月<br>31日 |



|    |           |                |                   |                      |                |                       |           |
|----|-----------|----------------|-------------------|----------------------|----------------|-----------------------|-----------|
| 5  | (株)ビオネット  | 代表取締役<br>高橋 隆太 | 東京都中央区銀座六丁目 7番 4号 | —                    | —              | —                     | 令和3年1月31日 |
| 6  | (株)メガネの和光 | 代表取締役<br>清水 元敦 | 名古屋市中区栄三丁目15番 4号  | —                    | —              | —                     | 令和3年1月31日 |
| 7  | —         | —              | —                 | (株)成城石井              | 代表取締役<br>原 昭彦  | 東京都世田谷区成城六丁目11番 4号    | 令和3年4月28日 |
| 8  | —         | —              | —                 | (株)アインフアーマシーズ        | 代表取締役<br>大石 美也 | 札幌市白石区東札幌五条 2丁目 4番30号 | 令和3年4月28日 |
| 9  | —         | —              | —                 | (株)日本オペティカル          | 代表取締役<br>高野 博道 | 名古屋市中区則武新町二丁目22番 7号   | 令和3年4月28日 |
| 10 | —         | —              | —                 | (株)PAPA BUBBLE JAPAN | 代表取締役<br>横井 智  | 東京都中野区新井 1丁目15番13号    | 令和3年4月28日 |
| 11 | —         | —              | —                 | (株)JAPAN TEA HOUSE   | 代表取締役<br>林 さや加 | 岐阜県岐阜市神田町四丁目13番地      | 令和3年4月28日 |
| 12 | —         | —              | —                 | (株)IXY-AID           | 代表取締役<br>井上 大輔 | 名古屋市中区覚王山通八丁目36番地     | 令和3年4月28日 |
| 13 | —         | —              | —                 | (株)イコールコンディション       | 代表取締役<br>佐藤 卓文 | 東京都世田谷区池尻 2丁目 4番 5号   | 令和3年4月28日 |
| 14 | —         | —              | —                 | (株)あいや               | 代表取締役<br>杉田 武男 | 愛知県西尾市上町横町屋敷15番地      | 令和3年4月28日 |
| 15 | —         | —              | —                 | (株)ホリデイズ             | 代表取締役<br>落合 裕一 | 名古屋市中区徳川山町 6丁目 2番26号  | 令和3年4月28日 |
| 16 | —         | —              | —                 | (有)キュームグラフィック        | 代表取締役<br>井上 健一 | 名古屋市中区大須三丁目 2番15号     | 令和3年4月28日 |

|    |                   |                |                                                      |                  |                     |                                 |                       |
|----|-------------------|----------------|------------------------------------------------------|------------------|---------------------|---------------------------------|-----------------------|
| 17 | —                 | —              | —                                                    | (株)ピー・エ<br>ス・コープ | 代表取締役<br>佐々木 達<br>明 | 横浜市都筑<br>区中川中央<br>1丁目29番<br>7号  | 令和<br>3年<br>4月<br>28日 |
| 18 | —                 | —              | —                                                    | (株)弁才天           | 代表取締役<br>大野 淳平      | 名古屋市中<br>区栄一丁目<br>6番15号         | 令和<br>3年<br>4月<br>28日 |
| 19 | —                 | —              | —                                                    | 布袋食糧(株)          | 代表取締役<br>望月 敏光      | 愛知県江南<br>市五明町高<br>砂 159番地       | 令和<br>3年<br>4月<br>28日 |
| 20 | (株)ファイブ<br>・フォックス | 代表取締役<br>上田 稔夫 | 東京都渋谷<br>区千駄ヶ谷<br>三丁目60番<br>7号                       | 変更なし             | 変更なし                | 東京都渋谷<br>区千駄ヶ谷<br>三丁目13番<br>12号 | 令和<br>3年<br>1月<br>1日  |
| 21 | (株)カフーツ           | 代表取締役<br>米田 和威 | 東京都世田<br>谷区瀬田二<br>丁目32番14<br>号ガーデン<br>アイランド<br>A棟B 1 | 変更なし             | 変更なし                | 東京都世田<br>谷区瀬田二<br>丁目32番14<br>号  | 令和<br>3年<br>5月<br>31日 |

### 3 変更の日

2で既述

### 4 変更した理由

- (1) No. 1からNo. 6までの小売業者については、退店のため
- (2) No. 7からNo.19までの小売業者については、入店のため
- (3) No.20の小売業者については、住所変更のため
- (4) No.21の小売業者については、誤記修正のため

### 5 届出の日

令和 3年 5月31日

### 6 届出書の縦覧場所

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

令和 3年 6月15日から同年10月15日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

令和 3年10月15日      名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6条第 1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第 3項において準用する同法第 5条第 3項の規定により次のとおり公告します。

令和 3年 6月15日

名古屋市長 河 村 た か し

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名古屋三越栄店・ラシック

名古屋市中区栄三丁目 501番 ほか47筆

2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

| No. | 変更前      |                |                    | 変更後  |                |      | 変更年月日                  |
|-----|----------|----------------|--------------------|------|----------------|------|------------------------|
|     | 名 称      | 代表者の氏 名        | 住 所                | 名 称  | 代表者の氏 名        | 住 所  |                        |
| 1   | (株)三越伊勢丹 | 代表取締役<br>杉江 俊彦 | 東京都新宿区新宿三丁目14番 1号  | 変更なし | 代表取締役<br>細谷 敏幸 | 変更なし | 令和<br>3年<br>4月<br>1日   |
| 2   | (株)文天堂   | 代表取締役<br>樋口 路雄 | 名古屋市千種区仲田二丁目16番 4号 | 変更なし | 代表取締役<br>樋口 武彦 | 変更なし | 平成<br>31年<br>4月<br>19日 |

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

| 変更前      |                |                 | 変更後  |               |      | 変更年月日                |
|----------|----------------|-----------------|------|---------------|------|----------------------|
| 名 称      | 代表者の氏 名        | 住 所             | 名 称  | 代表者の氏 名       | 住 所  |                      |
| (株)名古屋三越 | 代表取締役<br>笠原 慶弘 | 名古屋市中区栄三丁目5番 1号 | 変更なし | 代表取締役<br>椎野 聡 | 変更なし | 令和<br>3年<br>4月<br>1日 |

3 変更の日

- (1) 設置者については、上記2(1)で既述
- (2) 小売業者については、上記2(2)で既述

4 変更した理由

代表者変更のため

5 届出の日

令和 3年 5月19日

6 届出書の縦覧場所

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

令和 3年 6月15日から同年10月15日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

令和 3年10月15日      名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

## 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和 3年 6月15日

名古屋市長 河 村 た か し

### 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ヤマナカ則武専門店

名古屋市中村区松原町 2丁目61番 ほか 3筆

### 2 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

| No. | 変更前           |                |                                | 変更後  |                |                                    |
|-----|---------------|----------------|--------------------------------|------|----------------|------------------------------------|
|     | 名 称           | 代表者の氏 名        | 住 所                            | 名 称  | 代表者の氏 名        | 住 所                                |
| 1   | (株)ビー・アンド・ディー | 代表取締役<br>正木 寛  | 愛知県春日井市東野町<br>7丁目 3番<br>11号    | 変更なし | 代表取締役<br>上條 明子 | 変更なし                               |
| 2   | (株)しまむら       | 代表取締役<br>野中 正人 | さいたま市<br>北区宮原町<br>2丁目19番<br>4号 | 変更なし | 代表取締役<br>鈴木 誠  | さいたま市<br>大宮区北袋<br>町 1丁目<br>602番 1号 |

### 3 変更の日

- (1) No. 1の小売業者については、令和元年 6月11日
- (2) No. 2の小売業者の代表者については、令和 2年 2月21日
- (3) No. 2の小売業者の住所については、令和 3年 1月24日

4 変更した理由

- (1) No. 1の小売業者については、代表者変更のため
- (2) No. 2の小売業者については、代表者及び住所変更のため

5 届出の日

令和 3年 4月21日

6 届出書の縦覧場所

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

令和 3年 6月15日から同年10月15日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

令和 3年10月15日      名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

## 名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者の休止公告

名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第54号）第 9条第 3項の規定により、名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者から次のように事業の休止の届出があったので、同規程第17条第 2号の規定により公告する。

令和 3年 6月15日

名古屋市上下水道局長 飯 田 貢

事業を休止した指定給水装置工事事業者

| 指定番号   | 名 称        | 代表者   | 所 在 地               | 休止年月日       |
|--------|------------|-------|---------------------|-------------|
| 第1090号 | (株)大岩マシナリー | 水島 國彰 | 名古屋市熱田区金山町一丁目16番28号 | 令和 3年 5月18日 |

名古屋市上下水道局経営本部営業部営業課



## 名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定公告

名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第54号）第5条の規定により、次のように名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者を指定したので、同規程第17条第1号の規定により公告する。

令和 3年 6月15日

名古屋市上下水道局長 飯 田 貢

### 指定した指定給水装置工事事業者

| 指定番号   | 名 称           | 代表者   | 所 在 地                   | 指定年月日       |
|--------|---------------|-------|-------------------------|-------------|
| 第1514号 | (有)ハッピー住設サービス | 高橋 敬  | 愛知県一宮市木曾川町外割田字孫兵衛池103番地 | 令和 3年 5月19日 |
| 第1515号 | (株)タナカ設備      | 田中 祐二 | 名古屋市南区内田橋二丁目11番12号      | 令和 3年 5月19日 |
| 第1516号 | (株)カワセ土木      | 山田 圭司 | 名古屋市中川区戸田三丁目1720番地      | 令和 3年 5月19日 |
| 第1517号 | (株)センター       | 圓山 誠  | 東京都江戸川区西小岩二丁目19番21号     | 令和 3年 5月19日 |
| 第1518号 | サコト工業(株)      | 中里 浩平 | 名古屋市緑区文久山301番地          | 令和 3年 5月19日 |
| 第1519号 | オグラ住設         | 小倉 和明 | 愛知県豊明市新栄町二丁目 326番地      | 令和 3年 5月19日 |

名古屋市上下水道局経営本部営業部営業課

## 名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者の廃止公告

名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第54号）第9条第3項の規定により、名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者から次のように事業の廃止の届出があったので、同規程第17条第2号の規定により公告する。

令和 3年 6月15日

名古屋市上下水道局長      飯   田      貢

事業を廃止した指定給水装置工事事業者

| 指定番号   | 名      称 | 代表者     | 所      在      地        | 廃止年月日       |
|--------|----------|---------|------------------------|-------------|
| 第 792号 | (株)水光社   | 唐澤   明弘 | 兵庫県尼崎市昭和通<br>2丁目12番 3号 | 令和 3年 5月 6日 |

名古屋市上下水道局経営本部営業部営業課

## 名古屋市上下水道局指定排水設備工事店の指定公告

名古屋市上下水道局指定排水設備工事店規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第61号）第3条の規定により、次のように名古屋市上下水道局指定排水設備工事店を指定したので、同規程第22条第1項第1号の規定により公告する。

令和 3年 6月15日

名古屋市上下水道局長 飯 田 貢

### 指定した指定排水設備工事店

| 指定番号   | 名 称           | 代表者   | 所 在 地                           | 指定年月日       |
|--------|---------------|-------|---------------------------------|-------------|
| 第1326号 | 西村住設          | 西村 和秀 | 愛知県春日井市高森<br>台 1丁目11番地 9        | 令和 3年 5月19日 |
| 第1514号 | (有)ハッピー住設サービス | 高橋 敬  | 愛知県一宮市木曽川<br>町外割田字孫兵衛池<br>103番地 | 令和 3年 5月19日 |
| 第1515号 | (株)タナカ設備      | 田中 祐二 | 名古屋市南区内田橋<br>二丁目11番12号          | 令和 3年 5月19日 |

名古屋市上下水道局経営本部営業部営業課

## 農業委員会総会の開催公告

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第27条第1項の規定に基づき名古屋市農業委員会総会を開催するので、次のとおり公告する。

令和 3年 6月17日

名古屋市農業委員会会長 岩田 公雄

### 1 開催日時

令和 3年 6月21日（月）午後 2時00分

### 2 場所

名古屋市役所西庁舎12階 西12C会議室

名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

### 3 議案

第39号議案 農地法第4条の規定による許可申請について

第40号議案 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について

第41号議案 相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願について

第42号議案 相続税の納税猶予に関する適格者証明について

第43号議案 相続税の納税猶予に係る利用状況の確認について

第44号議案 都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第3項の決定について

名古屋市農業委員会事務局農政課

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和 3年 6月18日

名古屋市長 河 村 た か し

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

N P 共同ビル

名古屋市中区栄三丁目2901番 ほか25筆

2 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名

| No. | 変更前           |                           |                                | 変更後    |        |     | 変更年月日                 |
|-----|---------------|---------------------------|--------------------------------|--------|--------|-----|-----------------------|
|     | 氏名又は名称        | 代表者の氏名                    | 住 所                            | 氏名又は名称 | 代表者の氏名 | 住 所 |                       |
| 1   | クラランス<br>(株)  | 代表取締役<br>クリストフ・ドゥ・プ<br>ウス | 東京都港区<br>六本木六丁<br>目 8番10号      | —      | —      | —   | 令和<br>3年<br>2月<br>27日 |
| 2   | (株)イング        | 代表取締役<br>向井 孝司            | 神戸市中央<br>区港島南町<br>四丁目 6番<br>2号 | —      | —      | —   | 令和<br>3年<br>3月<br>31日 |
| 3   | (株)クー         | 代表取締役<br>草野 正志            | 東京都墨田<br>区緑一丁目<br>22番14号       | —      | —      | —   | 令和<br>3年<br>2月<br>24日 |
| 4   | (株)フードコ<br>スメ | 代表取締役<br>飯田 悠起            | 東京都中央<br>区銀座一丁<br>目 7番 3号      | —      | —      | —   | 令和<br>3年<br>2月<br>25日 |

|    |           |                |                      |                    |                 |                      |           |
|----|-----------|----------------|----------------------|--------------------|-----------------|----------------------|-----------|
| 5  | 青山商事(株)   | 代表取締役<br>青山 理  | 広島県福山市王子町一丁目 3番 5号   | —                  | —               | —                    | 令和3年2月28日 |
| 6  | (有)オービー商会 | 代表取締役<br>中村 義一 | 名古屋市中区大須四丁目10番40号    | —                  | —               | —                    | 令和3年2月28日 |
| 7  | 有田 直寛     | —              | 東京都世田谷区羽根木1丁目19番19号  | —                  | —               | —                    | 令和3年2月28日 |
| 8  | 鈴木 新      | —              | 愛知県西尾市富山町天神前 9番地 3   | —                  | —               | —                    | 令和3年2月28日 |
| 9  | 廣瀬 正浩     | —              | 名古屋市中村区京田町1丁目19番地の 1 | —                  | —               | —                    | 令和3年2月28日 |
| 10 | 森本 泰葉     | —              | 名古屋市中東区大針一丁目55番地     | —                  | —               | —                    | 令和3年2月28日 |
| 11 | —         | —              | —                    | (株)P L A T I N O   | 代表取締役<br>小野田 豊  | 東京都渋谷区神宮前四丁目29番 1号   | 令和3年3月1日  |
| 12 | —         | —              | —                    | (株)P r e s s i n g | 代表取締役<br>西中 秀介  | 大阪市西区北堀江 1丁目 5番 2号   | 令和3年3月12日 |
| 13 | —         | —              | —                    | (株)アイジーエー          | 代表取締役<br>五十嵐 昭順 | 福井県越前市矢放町13号 8番地の 9  | 令和3年3月1日  |
| 14 | —         | —              | —                    | (株)ウェアデプト          | 代表取締役<br>村中 功一  | 東京都渋谷区宇田川町2丁目 1番地    | 令和3年4月17日 |
| 15 | —         | —              | —                    | (株)クオリア            | 代表取締役<br>浪波 誠   | 札幌市中央区南三条西三丁目 4番地 2号 | 令和3年3月1日  |
| 16 | —         | —              | —                    | (株)フォーシーズンズ        | 代表取締役<br>大橋 理恵  | 名古屋市中川区万場五丁目1605番地 1 | 令和3年3月2日  |

|    |                                 |                |                                |                       |                  |                                 |                        |
|----|---------------------------------|----------------|--------------------------------|-----------------------|------------------|---------------------------------|------------------------|
| 17 | —                               | —              | —                              | シンクイノ<br>ベーション<br>(株) | 代表取締役<br>三輪 直之   | 名古屋市中<br>区栄一丁目<br>29番27号        | 令和<br>3年<br>4月<br>16日  |
| 18 | —                               | —              | —                              | S K E I L<br>合同会社     | 代表<br>小田切 雄<br>吾 | 東京都港区<br>六本木 4丁<br>目10番11号      | 令和<br>3年<br>3月<br>20日  |
| 19 | —                               | —              | —                              | 河合 エミ                 | —                | 名古屋市中<br>区上 浜 町<br>306番地の<br>1  | 令和<br>3年<br>3月<br>1日   |
| 20 | (株)イレクシ<br>ョン                   | 代表取締役<br>渡部 宏  | 東京都渋谷<br>区恵比寿南<br>一丁目16番<br>2号 | (株)ニュース<br>タア         | 変更なし             | 変更なし                            | 令和<br>2年<br>9月<br>1日   |
| 21 | (株)A C R O                      | 代表取締役<br>御後 章  | 東京都品川<br>区西五反田<br>二丁目27番<br>4号 | 変更なし                  | 代表取締役<br>宮崎 稔章   | 変更なし                            | 令和<br>3年<br>1月<br>1日   |
| 22 | (株)サマンサ<br>タバサジャ<br>パンリミテ<br>ッド | 代表取締役<br>藤田 雅章 | 東京都港区<br>三田一丁目<br>4番 1号        | 変更なし                  | 代表取締役<br>門田 剛    | 変更なし                            | 令和<br>2年<br>12月<br>11日 |
| 23 | (株)ジャック                         | 代表取締役<br>曾根 道広 | 静岡県牧之<br>原市 静 波<br>2316番地 5    | 変更なし                  | 代表取締役<br>松下 一英   | 変更なし                            | 令和<br>3年<br>3月<br>1日   |
| 24 | (株)ゾフ                           | 代表取締役<br>上野 照博 | 東京都港区<br>北青山三丁<br>目 6番 1号      | 変更なし                  | 代表取締役<br>上野 博史   | 変更なし                            | 令和<br>3年<br>4月<br>1日   |
| 25 | (株)ミルク                          | 代表取締役<br>一井 和行 | 大阪市中<br>区博労町二<br>丁目 2番13<br>号  | 変更なし                  | 代表取締役<br>中嶋 潤哉   | 変更なし                            | 令和<br>3年<br>3月<br>1日   |
| 26 | ユウソリュ<br>ーションズ<br>(株)           | 代表取締役<br>氏益 和幸 | 東京都豊島<br>区東池一丁<br>目42番12号      | 変更なし                  | 変更なし             | 東京都豊島<br>区南池袋 2<br>丁目28番14<br>号 | 令和<br>3年<br>1月<br>22日  |
| 27 | (株)スマート<br>ピット                  | 代表取締役<br>北河 勝寛 | 東京都豊島<br>区東池袋一<br>丁目35番地<br>9号 | 変更なし                  | 変更なし             | 東京都港区<br>南青山 5丁<br>目11番15号      | 令和<br>3年<br>3月<br>1日   |
| 28 | (株)ファイブ<br>・フォック<br>ス           | 代表取締役<br>上田 稔夫 | 東京都渋谷<br>区千駄ヶ谷<br>3丁目60番<br>7号 | 変更なし                  | 変更なし             | 東京都渋谷<br>区千駄ヶ谷<br>3丁目13番<br>12号 | 令和<br>2年<br>12月<br>1日  |

|    |               |               |                                |      |                |      |                       |
|----|---------------|---------------|--------------------------------|------|----------------|------|-----------------------|
| 29 | (株)DOT<br>ONE | 代表取締役<br>藤井 亮 | 東京都渋谷<br>区神宮前二<br>丁目34番17<br>号 | 変更なし | 代表取締役<br>藤井 亮輔 | 変更なし | 令和<br>3年<br>5月<br>19日 |
|----|---------------|---------------|--------------------------------|------|----------------|------|-----------------------|

### 3 変更の日

2で既述

### 4 変更した理由

- (1) No. 1からNo.10までの小売業者については、退店のため
- (2) No.11からNo.19までの小売業者については、入店のため
- (3) No.20の小売業者については、名称変更のため
- (4) No.21からNo.25までの小売業者については、代表者変更のため
- (5) No.26からNo.28までの小売業者については、住所変更のため
- (6) No.29の小売業者については、氏名の誤記修正のため

### 5 届出の日

令和 3年 5月19日

### 6 届出書の縦覧場所

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

### 7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

令和 3年 6月18日から同年10月18日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

### 8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意



見書の提出によりこれを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

令和 3年10月18日 名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課